

別記様式第四(第四十二条の二関係)

面

裏

表

<p>第六条の八 (略)</p> <p>医療法抜粋</p> <p>3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第六十三条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に關し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。</p> <p>2 第六条の八第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、医療法人の理事、監事若しくは清算人又は地域医療連携推進法人の理事、監事若しくは清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>十二 第六十三条第一項(第七十条の二十において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p>
--

<p>医療法第六十三条の規定による当該職員の証</p> <p>令和 年 月 日発行</p> <p>厚生労働省</p> <p>(○○都道府県) 印</p> <p>年 月 日生</p>	<p>第 号</p> <p>官職又は職名 氏 名</p> <p>写 真</p> <p>印</p> <p>府</p>
--	---